

公 告

一般競争により工事の請負に係る契約を締結するので下記のとおり公告する。

令和6年（2024年） 8月 7日

社会福祉法人ノテ福祉会
理 事 長 対馬 徳昭



記

1. 工事発注者

〒004-0839 北海道札幌市清田区真栄 434-6

社会福祉法人ノテ福祉会 理事長 対馬 徳昭 TEL 011-598-1921
FAX 011-598-1922

2. 対象工事

- (1) 工 事 名 特別養護老人ホーム ノテとよひらの里 大規模修繕工事
- (2) 工事場所 札幌市豊平区豊平3条11丁目2番地15
- (3) 工事概要 ・構造/階数 鉄筋コンクリート造 地上6階
・建築面積 1,198.1㎡
・延床面積 4,967.4㎡
- (4) 工 期 令和6年9月9日（予定）～令和7年2月28日（予定）
※工事着工時期が遅れた場合でも、工期の終期は変更しない。

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度「札幌市競争入札参加資格者名簿」の建築資格者の格付等級が「A」でかつその総合点が1,200点以上であること。
- (3) 申請書及び資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日札幌市財政局理事決裁。以下「参加停止措置要領」という。）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
 - ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者であること。
 - イ 申請者と3ヶ月以上の雇用があること。
- (6) 現場代理人を当該工事現場に常駐させることができること。
- (7) 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
- (8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 当法人の理事等と業者間に特別の利害関係（租税特別措置法施行令第25条の17第6第1号に規定する親族等の関係にある者をいう。）がないこと。

(11) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合。

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げるものをいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役。

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役。

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役。

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役。

C 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(12) 札幌市に建設業法第3条第1項に規定する本店又は支店等を有していること。

(13) 過去10年間（平成26年度以降）に、北海道内で次に該当する工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、つぎに該当する工事が共同企業体にするものである場合は、出資比率が40%以上であること。

① 発注者 国、地方公共団体、社会福祉法人

② 構造 非木造

③ 規模 4,000 m²以上

④ 用途 社会福祉施設

(14) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」と

いう。)に基づき、次に掲げる者でないこと。

- ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者と認められる者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

4. 入札説明書を交付する期間及び場所

(1) 一般競争入札説明書の交付

- ア 交付日時 令和6年8月7日（水）から令和6年8月14日（水）まで
午前10時から午後3時まで（土・日・祝日を除く。）
- イ 交付場所 札幌市清田区真栄 434-1 社会福祉法人ノテ福祉会本部
電話番号 011-598-1921

(2) 仕様書等の閲覧及び配布

- ア 閲覧 期 間：令和6年8月7日（水）から令和6年8月14日（火）まで
午前10時から午後3時まで（土・日・祝日を除く。）
場 所：社会福祉法人ノテ福祉会本部
札幌市清田区真栄 434-1
- イ 配布 入札参加希望者に限り仕様書を下記の通り配布する。
期 間：令和6年8月7日（水）から令和6年8月14日（水）まで
午前10時から午後3時まで（土・日・祝日を除く。）
場 所：社会福祉法人ノテ福祉会本部
札幌市清田区真栄 434-1

(3) 仕様書等に対する質疑

- ア 受付 期 間：令和6年8月7日（水）から令和6年8月14日（水）まで
午前10時から午後3時まで（土・日・祝日を除く。）
場 所：社会福祉法人ノテ福祉会本部
札幌市清田区真栄 434-1
提出方法：FAXにより提出のこと（FAX 011-598-1922）
回答日時：令和6年8月21日（水）午後5時まで
回答方法：FAXにて回答する。

5. 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記のとおり申請書及び資料を提出し、当法人による入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和6年8月7日（水）から令和6年8月14日（水）

- 午前10時から午後3時まで（土・日・祝日を除く。）
- (2) 提出場所 社会福祉法人ノテ福祉会法人本部
〒004-0839 札幌市清田区真栄434-1
 - (3) 提出方法 2部を持参して提出することとする。

6. 入札、開札の場所及び日時

- (1) 入札場所 社会福祉法人ノテ福祉会法人本部
札幌市清田区真栄434-1
- (2) 入札、開札日時 令和6年8月30日（金）午前11時
- (3) 提出方法 (1) の場所に (2) の日時に直接持参すること。

7. その他

- (1) 入札保証金 なし。
- (2) 契約保証金 なし。
- (3) 入札の無効 本公告で示した入札参加資格のない者、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 最低制限価格 設定する。
- (5) 理事長が必要と認める時は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (6) 詳細は一般競争入札説明書による。

以 上